

2018年（平成30年）11月5日

福岡拘置所長 殿

福岡県弁護士会

会 長 上田 英友

人権擁護委員会

委員長 齊藤 芳朗

勸 告 書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権救済申立を受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

この度、貴所に在監中の●●●●●●●●氏（以下「申立人」という）の申立てに係る案件について、当会で調査・検討した結果、下記のとおり勧告すべきとの結論に達しました。

記

申立人は、貴所に未決拘禁者としての地位を有しない死刑確定者として収監されていたところ、申立人が、実兄の養子である●●●●氏から申立人に宛てられた信書の受信を求めたところ、貴所は、これを不許可としました。

不許可とされた理由については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）第139条1項に基づくとのことですが、申立人と●●●●氏との関係は、適法に成立している養子縁組に基づく親族であり、刑事収容施設法第139条1項1号の「親族」に該当しますので、●●●●氏から

の信書の受信を不許可とする判断は、申立人の外部交通権を違法に侵害するものであり許されません。

よって、貴所におかれましては、今後、刑事収容施設法の規定に反して信書の受信が制限されることのないように、勧告します。

以上

勧告の理由

第1 事実関係

申立人は、2017年（平成29年）1月11日、実兄の養子である●●●●氏から申立人宛の信書が送られてきた事実を福岡拘置所（以下、「相手方」という。）の職員から聞いたので、その交付を求めたが、拒否された。

福岡県弁護士会が、その理由の照会を行ったところ、相手方からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第139条の規定により不許可とした」と回答した。

第2 検討・判断

1 対象となる人権

本件では、申立人の信書受信の自由が制限されている。

他人に対して自己の意思や意見、感情を表明し、伝達することは、人として最も基本的な欲求の1つであって、その手段としての信書の発信の自由は、憲法の保障する表現の自由（憲法21条1項）に含まれ、少なくともこれに近接する権利として保障されるものと解するべきである。そして、信書受信についても、信書発信と一体となって外部交通手段を成すものであるから、信書発信の自由と同様に表現の自由（憲法21条1項）に含まれる権利ないしは近接する権利として保障されると解するべきである。

もともと、同権利は絶対的なものではなく制約される場合もあり得るが、それは必要最小限にとどまらなければならない。すなわち、一定の必要性・合理性が認められる場合にのみ例外的に制約が許容されるべきである。

2 刑事収容施設法139条1項1号「親族」の該当性について

(1) まず、原則として、「親族」間での外部交通は、刑事収容施設法139条1

項1号で認められるべきものである。

本件では、申立人の実兄と、申立人に信書を発信した●●●●氏との間では、適法に養子縁組が成立していたものであるから、申立人と●●●●氏との関係は親族に該当し、同号によって外部交通が認められることになる。

したがって、本件の信書受信不許可処分が親族該当性を否定する判断に基づくものであるとすれば、本件では民法802条に該当する事情は認められない以上、申立人の外部交通権を違法に侵害するものであり許されないことである。

- (2) また、被収容者の外部交通については、「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）」（法務省矯成第3350号・平成19年5月30日）があり、親族該当性は否定しないとしても、相手方は、同通達に従って、本件養子縁組が外部交通目的によるものであるとして信書の受信を不許可としたとも考えられるところである。

しかし、仮に同通達に従うとしても、これは養子縁組の効力を否定するに等しいものであるから、個人の自由意思で養親子関係を成立させうるとされている民法の規定に対立する運用であり、個人の尊厳を究極の価値に置く憲法13条との関係においても、慎重に判断されるべきである。したがって、同通達に基づいて外部交通が例外的に制約されうる場合があるとしても、その判断においては慎重な調査を要するというべきであるが、本件では、施設長が申立人及びその他の関係者からの事情聴取などを行って十分な調査を行ったとは認められない。

よって、かかる状況の下で同通達に基づいて外部交通を不許可とすることは、申立人の外部交通権を不当に侵害し違法であると言わざるを得ない。

- (3) したがって、本件では、●●●●氏からの信書は、「親族」である申立人に対するものとして受信が認められるべきであったと考える。

3 結論

以上より、本件の信書受信に対する不許可処分は、申立人の信書受信の自由の制約という重大な人権侵害であることから、勧告することとした。

～参照条文～

【民法 802 条】

縁組は、次に掲げる場合に限り、無効とする。

- 一 人違いその他の事由によって当事者間に縁組をする意思がないとき。
- 二 当事者が縁組の届出をしないとき。ただし、その届出が第七百九十九条において準用する第七百三十九条第二項に定める方式を欠くだけであるときは、縁組は、そのためにその効力を妨げられない。

【被收容者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）】

27 外部交通の確保が目的であると認められる養子縁組への対応について

- (1) 法は、人道上の観点から、親族については外部交通を許すことが適当であるとして、その権利を保障しているところ、当該養子縁組が民法第802条第1号の規定により無効を主張できる場合はもとより、無効とは認定できないまでも、専ら外部交通を得る目的などのためにされたものであり、養親子としての情を深めたりするという目的意識はなく、あるいは極めて希薄である場合など、法令における外部交通に関する各種規制を潜脱するためと認められる場合は、当該養子縁組による親族関係は、法における親族との外部交通に係る規定を適用する基礎を欠くものであり、当該外部交通を認めない運用もあり得ること。特に、暴力団関係受刑者の場合、安易に外部交通を認めないよう留意すること。
- (2) 養子縁組が外部交通の確保を目的としたものであるか否かの判断に当たっては、在社会時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、被收容者の外部交通の内容、被收容者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等を十分に調査の上、記録を残すことが相当であること。

以上